

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」の一部改正表

改正前	改正後
<p>情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項</p> <p>甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、<u>ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体</u>で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成等品のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。</p> <p>第 1 条 [略] 第 2 条 [略] (1) ～ (3) [略] (4) この契約の履行に従事する従業員の国籍（<u>雇用対策法（昭和 4 1 年法律第 1 3 2 号）第 2 8 条第 1 項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、雇用対策法施行規則（昭和 4 1 年労働省令第 2 3 号）第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）</u>の割合</p> <p>(5) [略]</p>	<p>情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項</p> <p>甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、<u>ソフトウェア（プログラムの集合体をいう。）、ネットワーク又は記録媒体</u>で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成等品のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。</p> <p>第 1 条 [略] 第 2 条 [略] (1) ～ (3) [略] (4) この契約の履行に従事する従業員の国籍（<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 3 2 号）第 2 8 条第 1 項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和 4 1 年労働省令第 2 3 号）第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）</u>の割合</p> <p>(5) [略]</p>

<p>2～4 [略] 第3条～第6条 [略]</p> <p>付紙様式第1 下記契約に関して、情報システムの調達における<u>サプライチェーン・リスク対応</u>に関する特約条項第2条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第2 下記契約に関して、情報システムの調達における<u>サプライチェーン・リスク対応</u>に関する特約条項第2条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第3 下記契約に関して、情報システムの調達における<u>サプライチェーン・リスク対応</u>に関する特約条項第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>別表 情報システムの調達における<u>サプライチェーン・リスク対応</u>に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期</p>	<p>2～4 [略] 第3条～第6条 [略]</p> <p>付紙様式第1 下記契約に関して、情報システムの調達に<u>係る</u>サプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第2条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第2 下記契約に関して、情報システムの調達に<u>係る</u>サプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第2条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>付紙様式第3 下記契約に関して、情報システムの調達に<u>係る</u>サプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。</p> <p>別表 情報システムの調達に<u>係る</u>サプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期</p>
---	---

備考：表中の[]の記載は注記である。